

ふくやま未来大賞企画運営業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2026年（令和8年）5月8日

ふくやま未来大賞実行委員会
委員長 中村 啓悟



1 業務概要

(1) 業務名

ふくやま未来大賞企画運営業務

(2) 業務場所

福山市及び福山市が指定する場所

(3) 業務内容

別紙「ふくやま未来大賞企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日（水）までの間とする。

2 委託費

委託費の上限は7,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 公告の日から起算して過去5年以内に、本業務に類似する業務を実施した実績を有すること。

4 評価基準・評価項目

別紙「ふくやま未来大賞企画運営業務に関するプロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおり。

5 受注候補者の選定

ふくやま未来大賞企画運営業務委託事業者プロポーザル審査会（以下「本審査会」という。）における評価が最も高い者を、本業務の受注候補者として選定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎5階）

ふくやま未来大賞実行委員会事務局（福山市企画財政局企画政策部企画政策課内）

電話：084-928-1012（直通）

E-mail：kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公 告	2026年（令和8年）5月8日（金）
実施要領等の配付期間	公告の日から2026年（令和8年）5月22日（金） 午後5時まで
質問書受付期間	公告の日から2026年（令和8年）5月15日（金） 午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）5月19日（火） 市（企画政策課）ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から2026年（令和8年）5月22日（金） 午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）5月27日（水）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）5月27日（水）から 同年6月5日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）6月8日（月）予定
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）6月10日（水）

(3) 実施要領等の配付期間、配付場所及び配付方法

ア 配付期間

公告の日から2026年（令和8年）5月22日（金）まで（ただし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配付場所

(1)に同じ。

ウ 配付方法

(1) の場所で交付又は福山市ホームページの企画政策課

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kikaku/>) に掲載

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、本審査会において受注候補者としての適否を審査する。

7 契約の締結

本業務の契約は、本審査会を経て選定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費（見積限度額）（予算額）を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと委員長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると委員長が認めた場合
- (6) その他実行委員会の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。